

# 大阪市立粉浜小学校 「学校いじめ防止基本方針」

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「豊かな心をもち、たくましく生きる子ども」の育成のために「粉浜小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

### ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取組について

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」第1条、第3条および第13条を踏まえ、いじめを許さない学校づくりを進めるために、児童の意識改革を図り、道徳・人権教育をはじめとする様々な校内の取組を充実させる。

### ② 未然防止・早期発見のための取組について

いじめの未然防止・早期発見のため、児童どうしが互いに認め合える集団づくり、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できる雰囲気づくり、すべての児童が安心かつ安全に学校生活を送ることができる教職員体制の確立を前進させる。

### ③ 家庭・地域との連携について

地域や家庭に対して、いじめに関する問題の認識を広めるとともに、地域や家庭との緊密な連携と協力を強める。また、関係小学校や中学校との連携関係をさらに深め、協力して取り組んでいく。

## 3. いじめの未然防止についての取組

### <基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

#### (1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

##### ① 個々を大切にした分かりやすい授業づくりの推進

- ・ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう配慮する。
- ・ 学級、学年等の人間関係の把握に努め、一人一人が活躍できる集団づくりをめざす。

##### ② 配慮を要する児童への対応

- ・家庭環境、発達障害等、配慮すべきことは、全教職員が適切に理解した上で、指導に当たる。

③ 「わかる授業」の推進

- ・一人一人を大切にした「わかる授業」づくりを進めていくために、全員が年1回研究授業を行い、指導力の向上に努める。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

① 特別活動の活用

- ・学級活動や児童会活動の取組から児童の主体的な活動を促し、学級や学校の中で児童が活躍し、他者に役立っている、認められているといった経験を積ませる。
- ・朝の会や終わりの会などで、自分や友達の「よさ」を見つける活動に取り組む。

② 校種間連携を深める

- ・幅広く長く多様な眼差しで児童を見守るとともに、児童自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り自らを高められるように、幼保小・小中・小小連携などを深めていく。

③ 家庭、地域への啓発

- ・学校だけでなく、地域など幅広い大人からも認められているという思いが得られるよう協力を求めていく。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

① いじめについての共通理解

- ・いじめの特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点等を校内研修や職員会議で周知し、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- ・全校集会や学級活動等で日常的にいじめの問題にふれ、「いじめは許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。

② いじめ・いのちについて考える日を年に3回以上設定する。

- ・道徳教育、特別活動、各教科における話し合い活動を通して、命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができるようとする。（5月、11月、1月）

#### 4. いじめの早期発見についての取組

##### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① 日常の児童の兆候に気をつける。

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

② 定期的なアンケート調査や教育相談の充実

- ・学期1回のアンケートに限らず、必要に応じて児童から聞き取りを行うようとする。
- ・S C（スクールカウンセラー）や養護教諭を中心として、すべての教職員が相談に乗れるように研修を積み、児童がいつでもいじめを相談できる体制を整える。
- ・一人一台学習者端末「相談機能」の活用を行う。

③ 家庭、地域との連携

- ・いじめは学校だけでなく、子ども達を取りまくすべての状況で起こり得ることから、家庭や地域にも呼びかけ啓発することで、地域社会全体で児童を見守る環境づくりに努める。

## 5. いじめの早期解決についての取組

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

#### ① 組織での対応をする。

- ・いじめを発見した場合は、特定の教職員で抱え込みず、いじめ防止対策委員会で教職員全員の共通理解のもと対応する。
- ・教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の仕方について、理解を深めておく。

#### ② 保護者の協力、関係機関との連携

- ・校内でのいじめを把握した場合には、校内での解決に固執することなく、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。保護者からの訴えを受けた場合には、謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取組むようにする。

#### ③ 有害サイトへのアクセスによる犯罪被害(ネット上のいじめ)について

- ・事案の未然防止や早期解決のため、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用する。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

#### ① 「粉浜小学校いじめ防止対策委員会」を組織する。

- ②構成メンバーは管理職、教務主任、生活指導部長、人権教育部長、学年主任、養護教諭とし、事案に応じて担任や関係者を加えることとする。

#### ③役割

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ・月1回の生活指導部会や日常の学校生活の中で、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に関する情報が上がってきた時には、緊急会議を開催し、情報の収集や共有、関係児童への事情聴取、指導支援の方針の決定、保護者との連携を行い、早期解決に向けて取り組む。

#### ④年間計画

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| ・児童対象いじめアンケート調査     | 年 3回(7月、11月、2月) |
| ・人権教育研修会            | 年 2回 (5月、3月)    |
| ・生活指導部会（いじめ対策会議随時含） | 月 1回            |

### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校ホームページや学校だよりなどで、学校での取組などを情報発信していく。
- ② 学校協議会を活用する等して、必要に応じていじめの問題について学校基本方針などを家庭、地域と共有し、いじめを許さない教育を推進する。

- ③ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関連機関(教育委員会、警察、こども相談センター、区役所)との適切な連携を図る。

(3) 取組内容の検証

○P D C A サイクルに基づく取組

- ・日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や「こころの天気」、児童の欠席状況などで検証したりする。改善が必要な時には、どのような改善、新たな取組を行うかを定期的に検討する。また、体系的、計画的に取組が成果を上げているか、継続的に検証を行う。

## 7. 重大事案への対処

①報告および対応について

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに大阪市教育委員会に報告し、連携して調査および対応を行う。

②調査組織の設置や事実関係の明確化について

- ・学校および大阪市教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、調査を行うために、速やかに「いじめ対策委員会」を設置する。
- ・調査に当たっては、因果関係の特定に急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに明らかにすることに努める。

③調査の結果の提供および報告

- ・学校および大阪市教育委員会は、明らかになった事実については、窓口となる担当者を通して発信する。特に、被害児童及びその保護者に対しては適切な情報提供を心がける。
- ・調査結果については、被害児童及びその保護者の所見を添え、校長を通じて教育委員会に報告する。

### ※ いじめ発見の際の流れ（例）

